

## 商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止です。
- 代金の不足分は現金等で受け取ってください。
- やむを得ず店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元は責を負いません。

## 商品券の利用対象にならないもの

- 金融商品
- たばこ（電子たばこを含む）
- 商品券、プライベートカード等換金性の高いもの
- 現金への換金、金融機関への預入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）適用業種（同法第2条第1項に定められている風俗営業の種別のうち、第1号、第2号、又は第3号を除く。）
- 国税、地方税、使用料等公租公課
- その他、各登録店が対象外と指定するもの（利用者が認識できるよう区別し明示しているもの）
- その他、発行元が不相当と認めるもの

## 登録店舗の取消等

「加盟店規約」「取扱店要項」に反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録店舗の承認取消を行う場合があります。

また、その違反行為により、損害が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

## その他留意事項

- 商品券の取り扱い、換金の方法など詳細については、決済方法等についての説明動画（本ページ下部に掲載）又は、今後配布予定の「登録店マニュアル」をご参照ください。
- 「取扱店規約」「取扱店要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、発行元がその都度対応を決定します。
- 登録店の店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、ホームページ、その他の方法により広報します。
- 本事業用にデザインされた商品券及び広告物以外に肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については禁止となります。
- 取扱店加盟の際は、本事業期間中“新型コロナウイルス感染症防止策”を実施することを誓約していただきます。
- 発行元の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

### 電子マネーカードの決済等に関する説明動画について

決済するためのシステムへのログインや決済方法等についての説明動画をご用意いたしました。（下部のリンクは、説明動画のYouTube サイトへのリンクとなっています。）

この動画は、エール茨木プレミアム付商品券事業で採用している「おまかせ e マネー」の説明動画となりますので、「加盟店」は「取扱店」など、読み替えてご視聴くださるようお願いいたします。

また、決済方法の説明動画内では、利用者はスマートフォンを使用する説明になっておりますが、エール茨木プレミアム付商品券事業では、QR コードが印字された電子マネーカード（上部チラシ表中央部分にサンプル表示）を利用する方式となっております。

[\[おまかせ e マネー\] ログイン編\(加盟店様向け\) \(外部リンク\)](#)

[\[おまかせ e マネー\] 決済方法/加盟店読取編\(加盟店様向け\) \(外部リンク\)](#)